

オルカ鴨川F Cファンクラブ オルカフレンズ 規約

第1条 (目的)

「オルカ鴨川F Cファンクラブ オルカフレンズ」(以下オルカフレンズ)は、オルカ鴨川F Cの活動を応援し、サッカーをはじめとするスポーツ文化の振興、女子サッカー界への貢献、青少年の育成、地域との交流、会員同士の親睦を深めることを目的とします。

第2条 (運営)

オルカフレンズの組織は、オルカ鴨川F C株式会社(以下クラブ)が運営管理し、代表1名、会計責任者1名を置く。

オルカフレンズは顧問、相談役を置くことができる。

第3条 (会員)

会員は、オルカフレンズの目的に賛同し、本規約に同意の上、所定の申込手続きおよび年会費の支払いをした方とする。

未成年者は所定の手続きまでに親権者の同意を得なければならない。

第4条 (年会費)

年会費は、所定金額の一括支払いとする。支払い済みの会費は、返還しない。

第5条 (会員期間)

会員の期間は2月1日～翌年1月31日までとする。会員はいつでも本規約を解除し退会することができる。

第6条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、自ら、自らの役員または経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自ら、自らの役員または経営に実質的に関与している者もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. オルカフレンズまたはクラブは、会員が、前二項の表明および確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、会員資格を失効させることができる。この場合、会員に損害が生じても、オルカフレンズまたはクラブはその損害を賠償する責を一切負わないものとし、オルカフレンズまたはクラブに損害が生じたときは、会員はその損害を賠償する責を負うものとする。

第7条（会員資格の失効）

会員期間内であっても、会員が次のいずれかに該当した場合、オルカフレンズまたはクラブは当該会員の資格を失効させることができる。

- (1) 当該会員が法令、本規約に違反した場合。
- (2) 当該会員が暴言、暴力その他の乱暴な行為、セクハラ行為、誹謗中傷行為、他者へのリスペクトを欠く行為により、サポーター・会員・選手・クラブなど関係者の安心安全を脅かしたとオルカフレンズまたはクラブが判断した場合。
- (3) 当該会員の社会的信用が著しく低下した場合。
- (4) 当該会員がオルカフレンズまたはクラブの名誉、信用を棄損する行為をしたとオルカフレンズまたはクラブが判断した場合
- (5) 当該会員がオルカフレンズまたはクラブの秩序を乱した場合
- (6) その他、オルカフレンズまたはクラブが当該会員を会員として不適格であると判断した場合

第8条（入会拒否）

オルカフレンズまたはクラブが入会希望者を会員として不適格であると判断した場合、入会を拒否することができる。

第9条（個人情報の取扱い）

会員の個人情報はオルカフレンズの業務上の手続き、連絡、管理のみに使用する。

第10条（事務局）

事務局は鴨川市太尾866-1 総合運動施設内交流棟内に置く。

第11条（本規約の変更）

オルカフレンズは、本規約および個別特約等を変更することができる。本規約および個別特約等の全部または一部が変更された場合、変更後の規約はオルカ鴨川FCのウェブサイト上に掲載するものとし、当該掲載がなされた日の翌日から効力を生じる。

附則 本規約は2025年11月11日から施行する。